

○西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会設置条例

制定 昭和50年4月1日条例第12号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。